

議案第 6 7 号

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 6 月 7 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 18 年三豊市条例
第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 事業系一般廃棄物の項手数料の欄中「2 1 0」を「2 5 2」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

【議案第67号関係】

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年三豊市条例第140号)
一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）			現 行		
別表第1(第23条関係)			別表第1(第23条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
(略)			(略)		
粗大ごみ	指定場所持込みを原則とし、10キログラム(10キログラム未満の端数は10キログラムとする。)につき	200	粗大ごみ	指定場所持込みを原則とし、10キログラム(10キログラム未満の端数は10キログラムとする。)につき	200
事業系一般廃棄物	指定場所持込みを原則とし、指定処理施設への運搬及び処理手数料として10キログラム(10キログラム未満の端数は10キログラムとする。)につき	252	事業系一般廃棄物	指定場所持込みを原則とし、指定処理施設への運搬及び処理手数料として10キログラム(10キログラム未満の端数は10キログラムとする。)につき	210
備考 略			備考 略		